

高齢者クラブ 助成制度の改正について

社会活動を通じ、高齢者の生活を豊かにするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的として、区では高齢者クラブに対して活動費用の助成を行っています。

近年、新規クラブ会員の減少や、クラブ会員の高齢化に伴う役員の担い手不足等の理由で、会員数・クラブ数ともに減少しています。また、クラブの解散によりクラブのない地域が生じ、こうした空白地域の方が他地域のクラブに加入した場合、助成金の対象にならないということが生じています。

このため区では、会員増強の取組みの一環として、令和 2 年度より下記のとおり単位クラブへの助成制度を改正します。

記

1 現行

58 歳以上で、各クラブが会則で定める「区域」に居住する正会員のみを助成対象としています。

平成 31 年 4 月 1 日現在 108 クラブ 5,056 人

2 改正点

各クラブが会則で定める「区域」に居住する正会員に加え、以下の要件のもとに他地域に居住する準会員へ助成金の交付対象を拡大します。

- (1) 助成金の交付対象となる会員は、他のクラブで重複して助成を受けていないこと。
- (2) 助成金の交付対象となる準会員は区内在住の 58 歳以上の高齢者で、所属する高齢者クラブで実施する友愛活動などの地域貢献活動に参加すること。
- (3) 助成金の交付対象となる準会員の数は、正会員の 5 割を上限とします。

3 効果

要件を満たす準会員を正会員の 5 割まで助成対象とすることで、高齢者クラブのない地域に居住する高齢者等、高齢者クラブに加入していない人がクラブに加入しやすくなります。

ただし、高齢者クラブは地域を基盤とした高齢者自身の自主的な組織であり、地域のニーズに応じた多様な活動を行っています。なかでも 1 人暮らしの方を訪問し見守る「友愛活動」は、地域に密着した重要な活動です。このため、クラブの範囲を完全に取り払わずに半数程度は地域の方で構成していただきたいため、助成金の交付対象となる準会員数の上限を正会員数の半数にあたる 5 割としています。